

## 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2079号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った非開示決定は妥当であると判断しています。

### 1 答申の件名

「特定年月日付内部通報決定通知書に係る通報案件に関する議事録その他の一切の文書」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2079号】

### 2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2079	平成29年12月13日	平成29年12月26日	平成30年1月12日	平成30年2月1日	個人	横浜市長

### 3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
2079	「特定年月日付内部通報決定通知書に係る通報案件に関する議事録その他の一切の文書」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>非開示</p> <p><b>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第9条に基づき非開示</b></p> <p>（当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2項第6号により非開示とすべき行政運営情報を開示することとなり、存否を明らかにすることができない文書であるため。）</p>	原処分 妥当

### 4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
2079	《不正防止内部通報制度に係る事務について》

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2079</p>	<p>不正防止内部通報制度は、横浜市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する規則（平成18年12月横浜市規則第145号）に基づき、本市職員等が職務上知り得た本市の事務事業に係る違法・不当な行為等を通報することにより、公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保を図ろうとする制度である。内部通報に係る申出の受付、調査及び勧告については、横浜市附属機関設置条例（平成23年12月横浜市条例第49号）第2条及び第3条第1項に基づき設置された横浜市不正防止内部通報及び特定要望記録・公表制度委員会（以下「委員会」という。）が行う。内部通報の処理に関し必要な事項は、横浜市不正防止内部通報制度及び特定要望記録・公表制度に関する要綱（平成22年3月16日行コ第304号。以下「要綱」という。）で定められている。</p> <p>要綱によると、職員等から内部通報があると、まず、案件ごとに委員の中から担当委員が決定される。</p> <p>次に、担当委員は、通報の要件に適合しているかどうかを審査し、受け付けた日から2週間以内に受理又は不受理の決定を行い、その結果を内部通報決定通知書により通報した職員等に通知する。</p> <p>担当委員は、受理の決定を行った場合は、事実確認のための調査を行い、調査の結果を委員会に報告するとともに、調査対象となった局区コンプライアンス責任者に連絡し、又は改善を勧告する。また、通報した職員等にも連絡する。</p> <p>委員会は、四半期ごとに開催され、委員から通報案件に関する報告を受け、公表に関しての審議、議事録の確認を行い、市長に報告する。</p> <p>委員は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、委員の職務の一部については、守秘義務を課した専門業者等に委託することができる。</p> <p>委員会等の事務を補助するための事務局である総務局コンプライアンス推進室コンプライアンス推進課の職員は、委員会及び担当委員の事務を補助したことに知り得た秘密を漏らしてはならない。また、通報に関する調査に協力した職員は、調査結果が公表されるまでの間、調査を受けた事実及び調査により知り得た情報を漏らしてはならない。</p> <p><b>《本件審査請求文書について》</b></p> <p>本件審査請求文書は、特定年月日の内部通報決定通知書に係る内部通報を行った案件（以下「本件通報案件」という。）に関する議事録その他の一切の文書である。</p> <p><b>《存否応答拒否について》</b></p> <p>存否応答拒否は、個人や法人等の正当な権利利益等として非開示情報に該当する情報等であって、開示請求に対して当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれる場合に適用されるものであり、また、請求内容から推し量られる情報が条例上非開示として保護すべき情報に該当する場合に、非開示として応答することによって生じる支障を回避しようとするものであるため、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。</p> <p>そのため、存否応答拒否を行うには、①特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在について答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること及び②①で公になる事実、非開示事由に該当する事実が含まれていることの二つの要件を備えていることが必要であると解される。</p> <p><b>《本件処分の妥当性について》</b></p> <p>ア 本件処分は、実施機関が、本件審査請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2項第6号に基づき非開示として保護すべき情報を明らかにしてしまうことになるとして、条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものである。</p> <p>そこで、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて以下検討する。</p> <p>イ 本件開示請求は、本件通報案件があることを前提とする文書の開示を求めるものである。そのため、本件開示請求に対して、開示決定又は非開示事由該当を理由とした非開示</p>

答申 番号	判断の要旨
2079	<p>若しくは一部開示の決定を行った場合には、本件通報案件が存在するという事実を公にすることになり、また、不存在による非開示決定を行った場合には、本件通報案件が存在しないという事実を公にすることになる。</p> <p>したがって、本件審査請求文書の開示、非開示又は不存在を答えることによって、特定の事項に関する一定の事実の有無が公になるといえる。</p> <p>ウ 次にイで公になる事実に、非開示事由に該当する事実が含まれているか検討する。</p> <p>条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。</p> <p>仮に、本件通報案件が存在するという事実が公になると、内部通報決定通知書の日付から、関係者には内部通報に係る事実や誰であるかが推測できることとなり、その結果、通報者に対し不当な圧力が加えられ、又は将来通報をしようとする職員等が通報をためらう事態が想定される。そうすると、内部通報制度の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。</p> <p>また、調査結果の公表前に特定の内部通報案件が存在するという事実が公になると、委員会に対し不当な圧力が加えられ、いかなる内容を公表するかについての率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると考えられる。</p> <p>したがって、上記イで公になる事実には、本号の非開示事由に該当する事実が含まれているといえる。</p> <p>エ 以上のことから、本件処分は存否応答拒否の二つの要件を充足するというべきある。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinH31.html>

## 5 条例（抜粋）

### 横浜市の保有する情報の公開に関する条例

（行政文書の存否に関する情報）

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小澤 将之	Tel 045-671-3881